

紙魚想考（三）

七、江戸発見壽字銘胞衣皿考

一九七六年、東京都八王子市に所在する国指定史跡八王子城跡内に建設される東京造形大学構内学生会館用地について発掘調査が実施された。結果、八王子城に関係する遺構、遺物の発見はなく、大正年間以降この地に居住した志村家の遺構が検出されたに留った。この志村家関係遺構中、注目される二つの遺構がある。一は、志村家奥座敷下から見出された、「胞衣埋納施設」がそれである。扁平な板石下に四八×三四センチの楕円形の粗雑に掘られた穴があり、その中に同形同大の二個の素焼の鉢（皿）形土器を合せ口にして重ねて埋納した施設である。蓋の割目から流入した土砂が堆積していたが内部からかなり磨り減った墨一片が発見された。この合せ口の土器は、底面が小さく口縁にむかって直線的に大きく開く形をとり、赤褐色を呈し胎土に多くの砂粒を含み、内底に「壽」字を刻印する鉢（皿）形土器である。その二は志村家の畑地であった地から発掘された同様な遺構である。上部が削平され遺存状況は悪く、僅か合せ口の二枚の鉢（皿）形土器を検出したにとどまる。土器は規矩に僅かの大小を見るが同形であり薄手で口唇部を平らに作り底面が広く上げ底となっている。内底に

水野正好

「壽」字を刻印するが、前者が陰印であるのに対し、後者は円内に陽印され、文字も大きいといった特徴が指摘される。

こうした遺構・遺物を「胞衣埋納遺構」とする根拠は、報告書『八王子城跡―東京造形大学構内地区発掘調査報告書・一九八六年』の記載によれば「志村氏の教示により、出産後のエナ処理用のものであることが明らかとなった。志村氏によると、戦前までは、いわゆる「エナ」処理用に、八王子の瀬戸物屋で市販されていたこの種のカワラケ（「オカワ」と呼ばれていた）を購入して、屋敷内に埋納することが一般に行なわれていたということである。さらに興味深いことは、男児出産の場合には読み書きが上達することを願って墨や筆を、女児出産の場合には裁縫が上達するようにと縫針をいっしょに入れて埋めたという。」と述べられている。全く同じ寿字捺印の皿は明治四一年刊行のマンロー博士の「プレヒストリックジャパン」にも胞衣皿としてとりあげられ詳細な記述が見られる。記憶・記事・遺構が重なり合っている。ここに胞衣埋納慣行が浮かび上ることとなったのである。

想えば、こうした胞衣埋納慣行の成立は、奈良時代にある。一九八三年、奈良国立文化財研究所が調査を実施した平城京右京三条二坊六坪で発見された遺構がその初源を語る一例、成立時の慣行の一端を語

る好適の例と見てよいからである。貴紳の一邸宅跡内の脇屋と見られる建物の階梯の柱傍に凹穴を穿ち、有蓋の葉壺形土器を据えて丁重に良質粘土でこれを埋めた遺構である。密封され口縁部まで湛水していたこともあり重要な所見が得られた。壺底に五枚の和同開珍銭が銭文を天に向けて配置され、内部には墨一挺、筆一管、刀子柄と推定される犀角片、赤い布片が見られ、底部にオリが存在したと報告されている。こうした遺構は、たとえば『玉藝』承元三(一、二〇九)年五月廿五日の条に「御湯間汲_二吉方水、御湯之間洗_二胞衣、…先以_二清水_一洗_レ之、以_二美酒_一洗_レ之、次以_二緋縑_一包_レ之、次入_二錢五文於白瓷瓶子_一」以_二文為_一上南敷、次以_二胞衣_一入_二錢上_一、次新筆一管入_二胞衣上_一、次掩_二瓶蓋_一、以_二生氣方土_一塗_二塞_レ之、_一といった記事があり白瓷瓶子中に錢五文、銭文を上にして配し緋縑で包まれた胞衣がその上におかれ、新しい筆を副えて丁重に蓋され、生氣の方の土で以って掩う過程が語られており、見事に平城京の一貴紳邸宅の事例と合致するのであり、彼此参看することで奈良朝胞衣埋納慣行の実態が把握されることとなるのである。この『玉藝』の記事では筆一管が記されるのみであるが、足利義勝誕生の際の記事『御産所日記』によれば「一、納申胞衣ハ、先清水ニテ七度洗テ、後酒ニテ三度、其後酢ニ浸、其後白布三尺ニテ裏申、其上ヲ赤色絹ニテ裏申、一、太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト、筆一管ト、墨一丁相副テ、壺ニ納申」といった記事もあり、錢以外に筆墨の副えられる様子が読みとれる。『康和御産部類記』には「被_レ納_二胞衣_一、大納言并小左辨頭隆、奉_二仕其事_一、加_二入盆中金銀犀角筆墨小刀敷_一」といった記事もあり、こうした諸史料を勘案することで、先述の平城京発見の有蓋葉壺形土器が胞衣壺であり、内部の品々が胞衣に副えられる品―金銀、犀角、筆墨小刀であることが判明するのである。

奈良時代、唐制模倣の中で、こうした整然たる胞衣埋納慣行が成立し、広く貴紳の間に浸透していくのであるが、以降の胞衣埋納慣行については、現実の遺構として明確な事例を提示することがかなわない状況にある。こうした現象の背景には、胞衣を埋納することなく、『永昌記』の嘉承元(一、一〇六)年七月十日の条には「午刻納_二小児胞衣_一」依_二為_一案方、放_二之とあるように天井にこれを配する事例が増加することとも相関するであろう。『長秋記』元永二(一、一一九)年六月五日の条には「近來多結_二付天井等_一」傾向があること、一方で醫家陰陽家が地に胞衣を埋むべく主張していることを述べ、結果天井に納めるに至る経緯を詳細に記している。こうした埋納と結付といった配置の仕方の変化、地中と天井といった場の変化によって、胞衣埋納慣行が一時、衰退すると見ることも可能である。

しかし、一時の衰退はあってもその埋納慣行は長く継続している。先の『御産所日記』には足利義勝の誕生に当り、胞衣に錢三三文、筆墨一管一丁を副えて壺に納め、これを陽の方の山中に埋納したことを記しているし、『蟻川親元記』にも寛正六(一四六五)年八月一日、山中に穴を掘り先ず壺を据え、白赤絹にて二重に包んだ胞衣桶をこの壺に納め蓋をし埋めもどし三尺ばかりの松を植えるといった記事が見られるだけに、その間の状況は史料からは読みとれるのである。現実の遺構・遺物の発見も遠からず見られるものと考えたい。

ところで、今回、東京都八王子市の志村家跡で見出された資料は、志村家が胞衣埋納遺構であると指摘されている。このことは奈良朝に始まる胞衣埋納慣行に照して見ても、埋納現象(住宅内・屋敷内)をもつこと、筆墨を副える現象(筆は腐朽、もしくは欠く)が見られることから推測して、胞衣を埋納した施設であることが、その言のとおり理解できるのである。その場合、奈良朝に始まる胞衣埋納慣行と異

る一変化を生じた面が一方では指摘できることとなり、注目されるのである。容器に皿二枚を合せて用いること、皿形土器には「壽」字の刻印を内底に見ること、などがそれである。江戸時代の随筆、『貞丈雑記』巻第一には「朧衣を納る時、今世男子は墨筆を入納む、是今世の事にあらず、古よりの事なり。……女子の時、糸針等を入る事は、未だ古書に見当らず、男子の時、墨筆を入るより起りし事なるべし」と記されているが、長く筆墨・針鉄の類が副えられつづけ、江戸時代を経て明治時代に及ぶ様子が窺えよう。

一方、大きな変化として扱えられる皿形土器二枚を合せ用いる事例は慶長十六（一六一一）年即位され寛永六（一六二九）年まで在位された後水尾天皇の宸記『後水尾院宸記』に「御ゑな、七十五度きよめあいのかはらけに入、二まいにてふたをいたし、小がたな右左一つい御のし一むすび入」とある記事などがその古い記録の一といえるであろう。『大江俊迪記』天保三（一八三二）年八月十三日条に「玄関前敷砂之向フ深サ式尺余リ掘、ゑな壺ヲ棕繩ニ而十文字ニククリ、件ノ穴ノ底エ納メ其上ニ大成白川石ヲ置」といった内容が見られる。朧衣壺という言葉を見るが、十文字に棕繩でくくるとの表現は皿形土器二枚を合せて結縛する意と見、そうした容器がたとえ皿形土器であろうと慣用句としての「朧衣壺」の言葉を宛てて表現しているのと見てよいであろう。このように見てくるならば皿形土器二枚を蓋身の合せとして用いる事例は江戸時代には一般化していると考えられるのである。各地に見られる輪宝墨描土器が地鎮壇地取作法に用いられる、換言すれば輪宝墨描の皿形土器がいま一枚の同形同大の皿形土器を合せ蓋として用い、縄なり紐で結縛し穴中に埋納される状況と規を一にしており、彼此、江戸時代には一般化していることが注目されるのである。勿論、江戸時代以前の二枚の皿形土器一蓋身の結縛例は多く見られる

が、急激に輪宝墨描土器が成立し発展する状況と朧衣埋納時の蓋身二枚の皿形土器結縛例が増加することは共通する基盤のあることを意味していると考えてよい。

いま一つの大きな変化と見られる「壽」字刻印、墨書の成立は、その遡源的な性格としては『倭訓栞』前編五に「えな、朧衣をいへり……藏むるに方を扱ふは、崔行功小児方に、凡朧衣、宜藏于天徳月徳吉方」、深埋繁築、令「児長壽」と見えたり」とあるように朧衣埋納儀行自体が児の長壽を願うところから「壽」字が壽命、長壽を意味するものであることは容易に理解されることである。この間の事情は『伊勢家秘書誕生之記』にも「一、守刀の銘は寶壽と打たるを用也、袋に入れて児の傍に置也、天台僧加持有べし、寸尺拵様は式法也、銘吉壽寶なれば猶よし」といった記事があり、新生児の護刀に寶壽なり吉寶壽の句を容れるように、朧衣壺（皿）にも壽の字が刻印、墨書されるといった経緯のあることが知られるのである。長壽、寶壽、吉寶壽といった語義に壽くの意を加えて朧衣壺の世界では「壽」字として息づくを見てよいであろう。

「壽」字をもつ皿が、このように朧衣埋納儀行と関係することが明らかとなると、「江戸」での調査事例を見護るならば次々と同様な資料が得られるのではないかと考えられた。果せるかな、一九八六年、東京都港区白金台五丁目所在白金館跡における港区立特別養護老人ホーム新築工事に先立つ発掘調査中、二点の壽字をもつ皿形土器の発見があり、一九八八年刊行の報告書『白金館北遺跡』に報告された。この二点の皿形土器中の一は損壊して全形は辿れないが底径五・七センチをはかる輪軸成形、内外面とも回転ヘラミガキの見られる皿であり「壽」字を内底に刻印するもの、いま一はやはり損壊しその形を留めないが底径は七・六センチとやや大きく輪軸成形、底部を糸切りし

内底に「壽」字を墨書し外底面にも判読しえないものの墨書が認められるという資料であった。

この特別養護老人ホーム建設地に北接する形で亜東関係協会東京弁事処公舎等の建設が計画され、一九八六年、発掘調査が実施された。この調査中、一点の壽字をもつ皿形土器が発見され、一九八八年刊行の『白金館北遺跡Ⅱ』にその内容が報告されている。この資料は口径一・五センチ、底径六・九センチ、高さ二・三センチをはかり、轆轤成形、内外面とも回転ヘラミガキし、内底面に「壽」字を刻印する。この資料の場合、先きの特別養護老人ホーム用地発見の壽字刻印皿形土器には指摘できなかった壽字に金色塗料を塗布するといった興味ある事実が報告されている。

白金館址遺跡の所在する港区では、西新橋二丁目所在の港区No一九遺跡の発掘調査が一九八五年実施され、一九八九年その報告書が『港区No一九遺跡』として刊行された。この報告書中にも発見された壽字墨書土器一点が記載されている。一部を欠損するが口径一二・七五センチ、底径六・九センチ、高さ二・八センチを測る皿形土器であり、轆轤成形、雲母の混入した胎土をもち、内底に壽字を墨書しているのである。

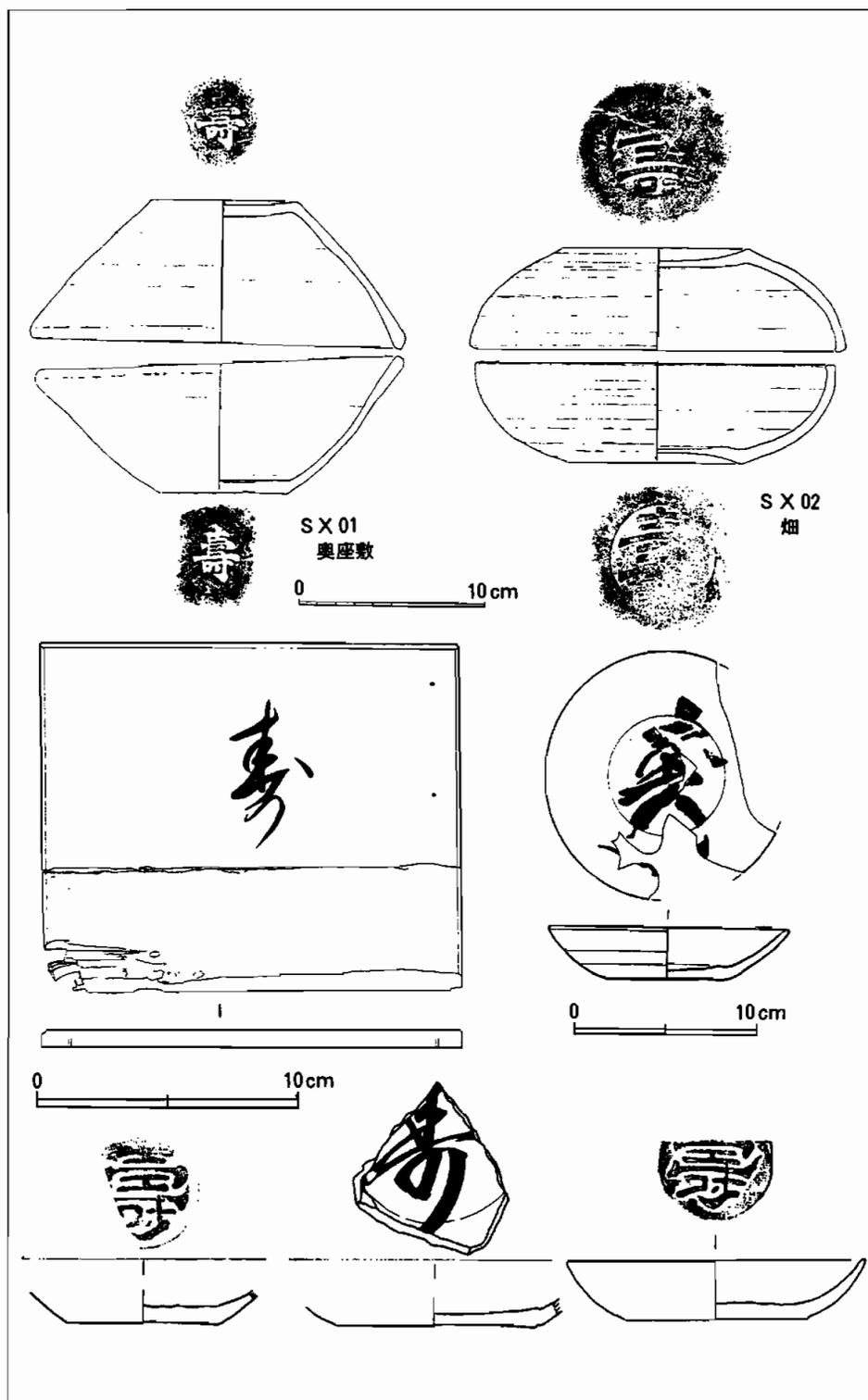
これらの資料は、遺構を伴わず遊離資料というべき事例であるが、「壽」字を見るだけに胞衣埋納慣行と係わるものと考えてよいであろう。志村家の資料が明治年間に位置づけられるとすれば、これらの資料は少くとも江戸時代末には位置づけられる資料といえるだけに、換言するならば江戸時代末にはこうした壽字刻印・墨書胞衣埋納容器が盛行している事実を数えるのである。恐らく、壽字のみ字として陰印する皿形土器（志村家例）が新しく、同様刻印であるが円内に壽字を陽印する皿形土器（港区白金館跡例など）が先行する古い事例と見て

よいであろうし、また壽字墨書例はさらに先行する事例や同時併存する事例が見られるであろうことは容易に推察できるところである。

ところで、いま一例、相似た資料の存在が指摘されている。一九八五年発掘調査された港区虎ノ門五丁目・芝神谷町屋跡遺跡で見出された二枚の皿形土器を納めた壽字墨書木箱がそれである。一九八七年刊行された『芝神谷町屋跡遺跡』調査報告書によれば、幅二二・九長さ二三・五センチ程の木箱内に、口径一九・四、二十センチを測る上下二枚の皿が重ねて納められ、上皿の表面には銀箔状の付着物があるが使用した痕跡を見ないと記し、この木箱の蓋の表に「壽」字を墨書するという。壽字墨書・刻印土器と異って木箱に墨書すること、皿形土器二枚を合せ口とせず重ね合うことといった相違が見られる。

こうした資料は、『伊勢家秘書誕生之記』の「一、胞衣桶は曲物也高サ八寸程、口ノ広サ七寸程に、あつくいかにも丈夫に二重のかはにする也、；切ふたなり、蓋は釘にてしめてよし、胡粉にてぬり、雲母にて松竹鶴亀を絵にかく、；白絹一幅四方のあはせのふくさに縫て胎を包む、又白絹二幅；二重か三重、桶に敷て包たる胞衣を入、；胞衣入たる内のくつろがぬ様に紙亦綿にても上を能くつめて動かぬ様にして、桶の蓋をして釘にてしめ」といった記事を媒介させれば、銀箔をのこす皿に胞衣をおき下皿を副えて白絹で包み、この木箱に収め、蓋表に「壽」字を墨書して埋めるといった経緯が復原できるのである。白金館跡では壽字に金色塗料（金泥か）が塗られているが、銀箔も相似た機能を果たするものである可能性がよいと考える。祝壽の意をも汲みとりたいと思うのである。

近世末から近代へと移行する、そうした時期の東京を舞台に、胞衣埋納慣行の実際を遺構から見、史料から考えて抄記した。恐らくこうした慣行の事例は今後、東京都内の調査が進展する中で急増するに違



いない。各地での事例の追求と対比の中で、袍衣埋納慣行が「近代」を問う重要な手掛りとなることは言うまでもないところである。古代平城京から連綿とつづく慣行の推移が辿れる日の来ることを鶴首する。最後に本稿がその資料の全てを調査報告書『白金館址遺跡Ⅰ・Ⅱ』に負うことを記し学恩を謝したい。

八、備後国草戸千軒咬傷骨考

中世の都市を現代に顕現させた遺跡として草戸千軒町遺跡は有名である。この広島県福山市を流れる芦田川ぞいの遺跡は、都市の匂ひを横溢させるだけに、中世の宗教生活を復原する上でも重要な役割を果たしている。数々の呪符、数々の呪的な遊戯具、あるいは埋井にあたるの呪儀など遺物・遺構がその内容を極めて具体的に語るのである。

一九八九年二月七日、朝日新聞が報じたこの遺跡に係わる記事も、またこの遺跡の重要性を語るものであった。記事は「中世に「犬葬」があった？」と題し、奈良国立文化財研究所の松井章研究員の研究成果を詳細に報ずるものであった。同氏は草戸千軒町遺跡発見の人骨―鎌倉時代の人骨中に鋭く尖った引っ掻き傷をいくつもつ頭骨、四肢骨を見出し、この引っ掻き傷が関東・東北地方の縄文時代貝塚から出土したニホンジカやイノシシの骨片にある犬の咬み傷痕と全く同じであるところから、人骨に見られる傷は犬による咬傷痕であると述べられたのである。草戸千軒町遺跡が、ここに、注目すべき視点を再び招くこととなるのである。

『閑憲瑣談』には天行病と題して次のような一文を記している。

「正徳六（一七一六）年の夏、熱を煩ふ人多く、一ヶ月の中に、江武の町々にて死する者八万余人に及び、棺をこしらゆる家にても間に合えず、酒の空樽を求めて亡骸を寺院に葬るに、墓地に埋むる所なければ

宗體に拘らず火葬ならでは不納といふ、依之茶毘所に送り火葬せんとすれば、棺桶の数限りもなく積かさねて十日二十日の中には火をかけることならず、其到来の順々に茶毘すれば、日数をはるかに経といふ、ここにおいて貧しき者の亡骸は如何ともすべきやうなく、町所の長たる人々も世話行届かで、公廳へ訴へまうせしれば、夫々の御慈悲を賜り、寺院に仰せつけられて、葬がたき亡骸をば、回向の後、菰に包みて舟に乗せ、ことごとしく品川沖へ流し、水葬になさせられしといふ。」都市やその周辺地域に起る流行病が如何に強烈なものであるかを語る一方で、その葬のむつかしさを説いているのである。

同様な事例は『看聞日記』にも見える。「抑去年炎旱飢饉之間、諸国貧人上落、乞食充満、餓死者不知_レ數、路頭ニ臥云々、仍自_レ公方被_レ仰_レ諸大名一五條河原ニ立_レ假屋、引_レ施行、受_レ食醉死者又千万云々、今夏又疫病興盛、万人死去云々」といった応永二七（一四二〇）年二月十八日の記事からも読みとれるのである。都市近郊の人々が飢饉で在地でできず乞食するため上落し、一食にありつこうとしてひしめく、都市を含めた大規模な飢饉が起り餓死者が日々急増し、その都市の衛生環境が激変し、疫病の興盛を誘発し、一層都市を痛撃することとなるのである。この記事では餓死者や疫死者の亡骸を如何ようにとりあつかったかは筆が及んでいないが、恐らく先の正徳六年の天行病猖獗の時と同様な状況が現出したに相違ないであろう。

『方丈記』には養和元（一一八一）年の飢饉を記して「又養和のころかとよ、……二年があひだ、世の中飢渴してあさましきことはべりき、……明くる年はたちなほるべきかと思ふ程に、あまつさへえやみうちそひて、まさるやうに跡方なし、世の人皆うゑ死にければ、日を経つつ窮りゆくさま、少水の魚のたとへに叶へり、終にはかさうちき足ひきつつみ、身よろしき姿したるもの、ひたすら家ごとくに乞ひあり

く、かくわびしれたるものども、ありくかと思れば即ち倒れ伏しぬ。つひいぢのつら、路の頭にうゑ死ぬる類は数も知らず、取り捨るわざもなければ、くさき香、世界にみちみちて、変りゆくかたちありさま目もあてられぬこと多かり、いはんや河原などには、馬車のゆきちがふ道だにもなし」と書く。この年の飢饉疫病流行については『帝王編年記』に「養和元年、今年天下飢饉、道路餓死者充滿、以来未^レ有^レ如^レ此也、壽永元年、飢饉同^二去年^一、早魃疫癘^三越^二年^一、死人在^二牆壁^一」簡明に記されているが、養和元年、二年は改元して壽永元年、連年ひきつゞく飢饉と早魃と疫癘により天下の苦悩し悲惨な情況に追いこまれていく様子が手にとるように読みとれるのである。

死臭漂う阿鼻叫喚の世界は天下を覆うが、わけてもその想ひのつよい地は都市であろう。京洛は勿論のこと、地方都市にあってはその様相は同様であったと考えられるのである。たとえば『塩尻』には正徳四（一七一四）年の疫疾の流行する様子を「正徳四年甲午三月霜蒙して日月光なかりしが、四・五月の比、肥前長崎港疫疾大に流行し、比屋病床に臥し死に至る者七千余に及びし、九州四国中国の方も又疫氣一時に行れ、是に死する者甚多しと聞ゆ、六・七月、難波京師に及び染疫の家に苦しみ愁ふ、泉南尤も甚しく、堺の商家、死亡数千人なりし。……関東も同じ様にて、我府下中元の前病に臥し医師薬匙をさしをく時なかりし」といった記事からも察せられるように疫疾の流行は九州西海道の地に発し京洛に至る場合が一般であった。それだけに草戸千軒町遺跡のような港津市場都市は必然的にこうした流行の道筋に該当するだけに強烈な席捲のおおきさをうけることとなるであろう。明王院門前の市、港津の市である草戸千軒町遺跡を考える上に、こうした「災厄」・「疫疾」から見る目が今後必要となるのである。

こうした流行する強烈な疫病を考えるならば、犬の咬傷痕をもつ人

骨の存在は一つの解釈の場、理解の場が得られるのではないかと想うのである。幾百、幾千人の人々が僅かの時間に倒れ死去していく、なお病む者もあり、遺体を埋葬することもかなわず、火葬することもかなわず、街路なり芦田川の川原に積み置く、そうした事態は容易に想像されるところである。屍臭の漂うこうした街路や川原に天上からは鳥が舞い降り、地上では犬がうろつく、鳥が屍体をついばみ、犬が遺体を噛む、そうした情景が眼前に甦えるのである。『日本書紀』垂仁天皇廿八年条には、倭彦命を身挾桃花鳥坂に葬るに当り、近習の者を悉く生きながらに陵域に埋め立つといった記事があり、数日を経ても死なず昼夜泣き吟うといった悲惨な情景が描写され、遂に死して爛り臭るところへ犬鳥聚まり嘍むといった実情が語られている。やがてはこうした風は改められ埴輪を誕生させるといった記事に繋るのであるが、天皇はこうした情景を「悲傷」・「甚傷」と感じられたという。犬鳥聚まり嘍むといった情景は直ちに、流行する疫疾のもと、草戸千軒町遺跡にもあてはめ、同じ情景を想うことができるであろう。

流行する病疫の中、疲弊しきった都市にかぎって鳥が死骨を噛み、犬が屍骨を喰むのであろうか。日常の生活の中に鳥・犬が屍骨と係わりといったことはなかったであろうか。現実に、『天明年度凶歳日記』によれば「天明三年諸国飢饉奥羽諸國殊に甚しく、米麥は勿論、雑穀野菜の収穫も無かりしが故に、牛馬鶏犬の肉を始めとし、雑草樹皮迄も食ひ尽し、果ては親は子を棄て、子は親を失ひ、夫は妻に別れ或は他郷に赴くもあり、又妻子手を携へ路頭に彷徨するものあり、而して亦道路に斃死するもの其数を知らず、初めは之を取りて処々に埋めたりしも、後には誰ありて之を顧みるもの無く、屍累々として犬又は鴉の餌となれり、而して犬の如きは既に其味を知り、往來の人を噛殺ししこと少からず、然るに先に人を食ひし犬は、後には又悉く人の

食物となるに至りたり、此の如くにして数里の間、人犬の白骨散乱して、一として人影を見ざりしこと少からざりし」と記している。

一方、『吉田家日次記』には「応安四（一、三七一）年十一月九日戌午、今夕兼遠宿禰送^二使者於大副^一云、今日平野社第四神殿後、犬喰^二入人頭^一畢、仍五體不具穢也、祭禮事可^レ為^二何様^一哉、大副答曰、五體不具穢七ヶ日條勿論也」といった記事が見える。平野神社の奥深く第四神殿の後に犬が人頭を喰え込んで問題が惹起するのである。五体不具穢と考えるが近づく祭禮は如何なすべきかを問うているのである。答えは確かに五体不具穢に該当する、忌七日に当ることは承知の通りという内容である。この記事は、常日頃、清浄に保たれている神社本殿の一、第四神殿にまで犬が人頭を喰え入るといった情景が現実にあることを語る興味ぶかい記事である。

同様な内容の記事は、いくつかの史書に散見する。古くは『三代実録』に「貞観五（八六三）年十月卅日巳丑、大^二拔於建礼門前^一、以^レ犬噬^二死人骸^一入^二神祇官^一故也」といった記事が見られる。清浄を常に要求されている神祇官に犬が死者の骸を喰えこんだため建礼門前で大拔が実施されたと説いているのである。同様の例は『太神宮諸雜事記』にも「貞観十五（八七三）年九月十六日朝に外宮一鳥居之許、新闢體犬咋持来、然而祭使參宮、齋宮如^レ例供奉、其後自^二同年十月十七日^一、天皇御葉御坐須、本宮陰陽寮察申云、異方大神依^二汗穢事^一令^レ崇給也者、依^二宣旨^一搜^レ糺之処、件穢事明白也、仍同年十二月廿七日禰宜宿直内人等科^二中拔^一、且其由被^二祈申^一、勅使參宮了。」といった記事がある。伊勢神宮外宮一鳥居のもとに犬が咋え持ち来た新しい闢體のあることに気づかず、朝廷からの祭使が參宮するなど種々の神事が実施されたが後に祟りがあり、そのよって来るところを求めると、この新しい闢體を犬が咋え来たことにある、触穢の事実が

判明、責任者である禰宜、宿直内人などに中拔が科せられたとする内容である。さきの平野神社と違い、大神宮外宮といい、常々その清浄さが強く要求され、それだけにこうした事態をさけるべく慎重の上にも慎重に犬鳥を禦ぐべく努めるのであるが、こうした屍体が犬鳥により運びこまれるといった結果が生ずるのである。外宮や平野神社の近傍にこうした死者を捨て葬る、そうした場面が見られ、その地からの運びこみとなると理解してよいであろう。聖城近傍に棄葬の空間―埋葬することなく置き捨てられる情景が存在したことは容易に推測することができるのである。犬鳥が聚り屍体を咋う空間がここに浮かび上るのである。

社祠の空間以外にも犬鳥の動きを気づかう空間が見られる。朝廷がそれである。『日本紀略』天曆元（九四七）年二月十七日の条には「今日四日左近衛府少将曹司、犬咋^二入死人頭肩片手^一、仍彼府立^二卅日穢札^一、而御修法所重不^レ知^二穢札由^一、用^二件府井水^一、其穢交及^二内裏^一、有^二沙汰^一被^レ定^二七箇日穢^一」といった記事を見る。犬が頭から肩、片手へとつづく死屍を咋えて左近衛府に入ったために触穢、触穢を告知する「触穢札」を同府に樹てるなど穢が拡がることのないよう取りはからったにも拘らず、御修法所の童子が触穢札の内容が判らぬまゝ、左近衛府の井水を汲み用いたため内裏まで触穢した経緯をのべているのである。先に『三代実録』を引き貞観五年十月卅日の記事を掲げたが、この場合は神祇官庁に犬が死人の骸を噬ひ運びこんでの触穢であった。朝廷の諸司、諸官司に犬や鳥などがこのように屍体を運び来るといった現象は、屢々見られたものと推測されるのである。京洛の随所に死者が埋葬されることなく置き去られたまゝ、棄て去られたまゝ、存在する様子がこうした犬の咋え込みといった現象から読みとれるのである。飢饉や疫疾の流行といった異常の時間でない

平常の時間にもこうした屍体の放置、棄捨が見られることは京洛のみでなく、草戸千軒町遺跡を考へる場合にも重要な視座を招くこととなるであろう。

草戸千軒町遺跡発見の骨に犬の咬傷痕が見られる事実は、墓地や山脚、河原や海浜に多くの死者が置かれ、ここに群がる犬、鳥の動きまた、そうした遺骨を咋え街中に運びこむ犬、鳥の動きを語ると見てよい。こうした背景が浮かび上ると、草戸千軒町遺跡でも朝廷や社寺が触穢を問題にするように、本遺跡でも似た触穢の問題が真剣に考えられたと推測されるのである。『法曹至要抄』には、「卅日穢事、説者云、死人雖_レ為_二五體不具_一、胎以下腹以上相連者、忌卅日……七日穢事、説者云、死人頭若手足切、謂_二之五體不具_一、又云死人灰少々、准_二五體不具穢_一、可_レ忌_二七日_一」といった記事が、また、『北山抄』には「五體不具穢、其日数不定、或忌卅日、依_二其體已断_一一手足等、不具敷、或忌七日、唯有_二一手足等_一、依_二其體猶断_一敷、或不_レ為_レ穢、依_二其一手足等_一敷」といった記事があり、犬の噛え込む屍体の状況により卅日穢、七日穢に分れるものの、その噛え込まれた場所に係わる官司や家・屋敷はいずれも忌に従うこととなるのであり、その天下遍満を極度におそれ、触穢範囲を最小限にとどめようとするのである。

古く貞観年間にあつては触穢した場合、袂が実修され、穢れを抜い流すことで対応したようであるが、時代が降り天徳年間、或いはそれ以降の記事では卅日穢、七日穢の表現が続出し、その間の忌籠りが科せられる形となるようである。草戸千軒町遺跡にあつても各家にもちこまれる死屍の在りようを踏まえて、こうした袂や穢忌が朝廷同様、実修されていた可能性は大きい。勿論、こうした触穢は屍体運びこみの場合ばかりでなく、例えば『三代実録』光孝天皇仁和二（八八六）

年九月十二日の條に「為_レ発_二遺奉_一伊勢大神宮幣_二使_一、天皇欲_二御_二大極殿_一、乘車未_レ出、有_レ人奏聞、畫所犬死、於_二是太政大臣及諸公卿議曰、畫所者在_二宮門左右衛門陣之内_一、若當_二行_二神事_一、諸司有_レ穢、立_二札於衛門陣_一、告_二知事由_一、不_レ聽_二出入_一、為_レ潔_二禁中_一也。」と見えるように、朝廷の畫所に斃れた犬一頭をめぐって伊勢大神宮幣使の發遣、天皇の大極殿出御など状況が一変すると、触穢を衛門陣中に留め禁中や他に拡るを防ぐため触穢札が衛門陣に樹てられ、事態を広く官人に告知する様が具体的に記されている。単に犬が屍体、屍骨を運びこむに限らず犬など六畜の死もまた触穢の対象となることが理解されるのである。六畜の五體不具、屍骸の運びこみも同様に触穢と見なされるほか、生活全般に各種の穢が設定されているのである。

『蘭大曆』には「貞和四（二、三四八）年十月五日、南庭東頭木柴下見_二付生頭_一、仍七箇日穢也、仍申_二其子細_一令_レ立_二触穢札_一了。其札云、自_二今日_一七ヶ日穢也、貞和四年十月五日。」という記事がある。触穢を見た官司なり邸宅に樹つ門前の札「触穢札について記す興味ぶかい例である。その札面の「自今日七ヶ日穢也・貞和四年十月五日」の句が触穢札の文言と見てよいであろう。現在、中古・中世遺跡の発掘調査が各地で実施されているが、なおこの種の札「触穢札の発見例を聞かない。僅かに南都元興寺極楽坊境内で発掘された「物忌札」がこうした触穢札に近い内容をもつものといえよう。死者を出した葬家が初七日、二十七日と忌日が来るたびに門前に樹て物忌中であることを表示する札である。直接、穢とは重さならないものの、奈良・平安時代盛行した物忌の系譜をひく札であるといえよう。

草戸千軒町遺跡は、中世の都市を顕現させた稀有の一例である。芦田川との係りもあり、数多い木製品やこうした骨角の保存が良好であ

り、そこに秘められた情報はまことに豊富である。犬の咬傷痕をもつ屍骨の発見は、草戸千軒町遺跡の宗教的環境をダイナミックに甦らせる重要な点景と言えるであろう。数多く発見されている呪符なども組み合せ、絡み合せて考える中から、「中世」が現代に顕現するものである。多方面からの検討と新たな視座が望まれる由縁である。

九、駿河国金谷駿河山古墳考

静岡県榛原郡金谷町牛尾字本田山に所在する駿河山古墳群は二基の古墳一横穴式石室墳が並び存し一つの単位を作っている。この二基中の一基、第二号古墳が、昭和五七年八月発掘調査され、昭和五八年、『駿河山二号墳発掘調査報告書』と題して金谷町教育委員会より刊行された。調査の内容は極めて詳細な上、その成果は極めて重要なものがある。調査時の所見を踏まえて、調査を担当した人々が「石室空間論序説」といった見解を表明しているのも、その成果の大きさに基くところと考えてよいであろう。

「石室空間論序説」の執筆された由縁は、本古墳の調査で導き出された興味ぶかい所見にある。その所見を次に記述に従い簡記し、のち私見を語ることにしよう。調査の所見では本古墳には四回に及ぶ埋葬があり、築造時の被葬者と三次に及ぶ追葬者の存在が説かれている。築造時の被葬者は玄室後室の土床面に河原石を据えて棺座石とし全長二メートルの木棺を左側壁（東側壁）ぞいに配して葬る形をとり、石室中央に仕切りを設け前室全面に敷石する。第一次追葬者は木棺を前室や、右側より（西側壁）に配し、太刀を供進する形で葬られると説く。第二次追葬者は前室左側壁ぞい、敷石を一部除去し小礫を入れ、底や右側面に板石を配して木棺を囲い保護する形と記されている。続く第三次追葬者は後室右側壁（西側壁）ぞいに棺座石を配したり第一

次追葬時に設けた仕切石を棺座石として全長二メートル、幅〇・六八メートルの木棺を据え、棺内に太刀、耳鏡が副葬されていた他、第二次追葬時の外護石材床面に新たな仕切石を配して前室・後室を再び区別していると説いている。石室内の遺構・遺物を熟視しての所見だけにその立論、行論ともに興味ぶかいものがある。本稿では、本古墳の各所見を私なりに検討し導かれ来る私見を簡記することとした。

まず、最初に注目すべき事実は、石室が長大な玄室からなり前面に素掘りの墓道がとりつくといった形制である。こうした玄室内を用益上二分し、「前室・後室」と区別し記述されているが、前室・後室の称は複室制・双室制の横穴式石室に用いるべき称であり、本稿では「玄室前部・後部」と呼ぶことにする。私見による「築造時の被葬者」は、玄室後部西壁寄りの棺台四石上に配置された木棺の死者である。北、中央、南に各二石を並べ据え、この上に幅〇・四一〇・五メートル、長さ一・八メートル前後の木棺がのる姿で復原したいと考える。この被葬者の棺外西ぞいに切先を北へ向けた太刀（42）があり、棺外東側に切先を同様北へ向けた刀（40）がある。棺外北側には鉄鏃群が見られ、棺内遺物と見てよい耳鏡（26）が南よりに発見されている。従って、築造時の被葬者は南枕で葬られ、棺外左右に太刀、刀、脚端に鏃群を配する整然たる在り方で葬られていることになるのである。鋤切先にならない太刀、大きな耳鏡は、本被葬者がこの石室内の最初の被葬者であることを物語るものである。この被葬者の棺と関連して玄室の中央を区切り、玄室前部が川原石で敷石されるのであるが、こうした区別は、この被葬者が太刀・刀・鉄鏃を伴うことで示されているように男性であり、恐らく戸主であることを暗示するものと考えられるのである。

玄室内を中央で仕切り、奥部に配棺空間、前面に敷石空間を設ける

といった構造が復原されると、勢い、玄室後部西寄りに一棺を見るだけに、東寄りにも一棺が想定されることになるであろう。西寄りの棺の南台石二石がその旧位置を離れているが、この二石を転用して棺台とする一棺が想定されるのである。この棺の被葬者は第二次被葬者であるが全く副葬品や装身具を見ない。「築造時の被葬者―戸主」と同じ空間が意識され左右に添う形で配棺されることからすれば、戸主の妻といった性格を与えることが相応しいと言えよう。

玄室後部に二棺が並置されると空間はもはや埋葬を不可能とする。従って、続く追葬者は玄室前部を用いる形をとる。即ち、第三次被葬者は玄室前部の東側壁寄り、平石を長方形の範囲に敷きつめた床面に配置された木棺の被葬者がそれである。礎面上に○・七五メートル×二メートルの範囲を一枚の平石でもって棺床を設けている。この被葬者に伴う遺品としては耳環④・⑤がある。玄室東南隅の⑥は動かされたものであるが棺内を僅かに南へ動いたに過ぎず原位置に近い。この被葬者を第三次被葬者とする根拠は耳環の径が第一次被葬者の耳環につぐ規矩をもつものであること、平石棺床を設けている事実の評価に基くものである。この第三次被葬者の木棺の配置に当り、玄室前部前端に平石を全面的に敷き石したようである。現在旧位置を留める八石の他に、石室内の残存平石全てがこの前端を全面的に舗装していたと考えられるのであり、第一次被葬者の葬時、玄室を中央で二分したように、第三次被葬者も、玄室前部を二分し奥部を死者葬棺空間とし前面を舗石空間とするのである。同じ思惟がそこには脈づいていて、言ってよく、そうした点からも第三次被葬者の性格は「戸主」にも似た性格・位置が与えられている男性と見ることが出来るであろう。

第三次被葬者を想定した玄室前部東側壁ぞいの平石敷棺床は、その偏った位置から見て容易に西側壁ぞいに一棺―第四次被葬者が存在す

ることを暗示するのである。概略幅○・四メートル、長さ一・八メートルの木棺規矩を想定すれば辛じて一棺を収めうる上、仮りに第三次被葬者の平石敷棺床に一端を載せ得たとすればその棺配置は一層容易なものとなるであろう。西側壁ぞいに配置されている太刀④、刀④、刀子⑧・⑨などが副葬品であり、耳環①・②が被葬者を装うものであったと見てよい。耳環は第三次被葬者の耳環より一層小さくなり、太刀は鑢切先太刀の制をとるものに変化しているのである。本被葬者の段階では第三次被葬者の葬時、設けられた前面の全面的舗石はなお完備した形で存続していたものと見られる。第三次被葬者と同様、太刀や刀の存在も勘案すれば成人男性の葬が考えられるであろう。

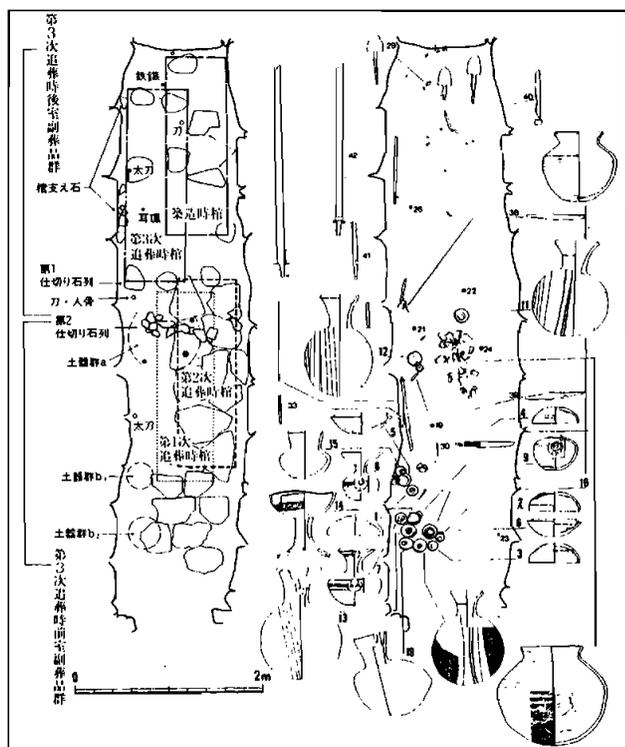
第四次被葬者を葬る段階で、玄室内は四棺が整然と、しかも石室一杯に並び、もはや他の葬者を受け容れ得ないかとの想ひを拘らせるまでの様相を呈する。しかし、追葬の慣行はとどまらず、なお二名の被葬者を見るのである。第五次被葬者は、玄室後部東側壁側に配置される一棺である。第二次被葬者を想定した位置に重複して一棺が考えられるのである。第二次被葬者の棺を石室外に持ち出すか、第一次被葬者の棺上に積むかして空間を作り、棺台石を捨て新しく第三次被葬者が設けた玄室前部前面の平石舗石二枚を抜き上げて運びこみこれを棺台石として棺を据えているのである。二枚の平石のみを棺台石と見做せば小児棺となり、旧第二次被葬者の南棺台石をも併用したとすれば成人棺となる。副葬品や装身の具を見ないところからすれば成人の場合に女性を想定することも可能であろう。整然たる棺配置を乱し、予測されていた死者数を超えた時の石室の用い方を雄弁に物語っているのである。先行葬者の移動や棺の損壊搬出といった従前見られなかった現象がここに新しく生じて来ているのである。

こうした現象を一層おし進めたのが第六次被葬者である。この被

葬者は、玄室前部の前半中央に二列の平石列を作り棺床にあてている。従って第三次・第四次被葬者の棺を片付けてはじめて棺床が設けられるのである。棺を石室外に搬出するか、第一・第五次被葬者の棺上に移す必要があるうし、遺骨を一旦集骨し、第三・四次被葬者の棺位置であった範囲の北半部に堆積したものと考えるのが最も妥当である。報告書の第二仕切石列と称する石列が真に遺構と言いうるものならば、こうした集骨に係る遺構と見るべきであろう。この第六次被葬者は、耳鏡⑨、刀子をもつ可能性がつよく、とくに耳鏡は径一・六センチという小さいものであり、耳鏡の中で最も後出のものと考えてよい。第三・四次被葬者の葬空間、或ひはその前面の鋪石空間を乱し、遂にその前面に空間(鋪石・敷石空間)を設け得ない被葬者として注目すべき存在と言えるのである。いずれにせよ第五次被葬者とともに、従前のルールを破る形で、しかも従前の埋葬の棺具や設計を容易く動かす形で葬られており、そうしたことを行いうるものとしてやはり成人男性を配意すべきであろうか。

駿河山第二号古墳石室内の葬はこのように六次にわたっている。ここでなお留意して置くべき事実がある。第三次被葬者に具えた平石鋪石棺床の幅がやゝ広味であることから、木棺もやゝ幅広く二体を同棺重葬していたことも考えられるのである。耳鏡⑬・⑭は同類であり同一人が着用したものと見るのが妥当であるが、棺頭、棺脚に離れている出土状況を見ると一棺内追葬といった事例も一応は配慮しておくべきであろう。いずれにせよ、駿河山第二号古墳石室内の葬送の状況六次にわたる葬の姿がここに浮かび上るのである。

ところで、石室内には多量の土器が見られた。それらの土器は配された位置から見て五群に分けることが出来る。第一群は長頸壺①一点、第二群は長頸壺②一点、第三群は短頸壺⑦一点、第四群は甗⑧、坏蓋



(4)・(1)、坏身(5)、直口壺⑬の五点、第五群は甗(7)・(9)、長頸壺⑩・⑬、短頸壺⑬、高坏⑭、平瓶⑱、坏蓋(2)・(3)、坏身(6)の一点からなる。編年上からするならば第一・三群は第二群より古く位置づけられ、第四群は第二群と同時期と考えてよい。第五群は新古二期の土器が混じり、古い⑩、⑬、(7)、⑭等は第一・三群より古く、新しい⑬・⑱・(9)・(2)・(3)・(6)等は第二・四群より新しい時期に位置づけられる。従って、第五群古く第一・三群↓第二・四群↓第五群新といった序列が得られるのである。こうした序列を被葬者と関連させて説くならば、第一・三群の土器は元来第三次被葬者の頭部に、第二・四群の土器は第

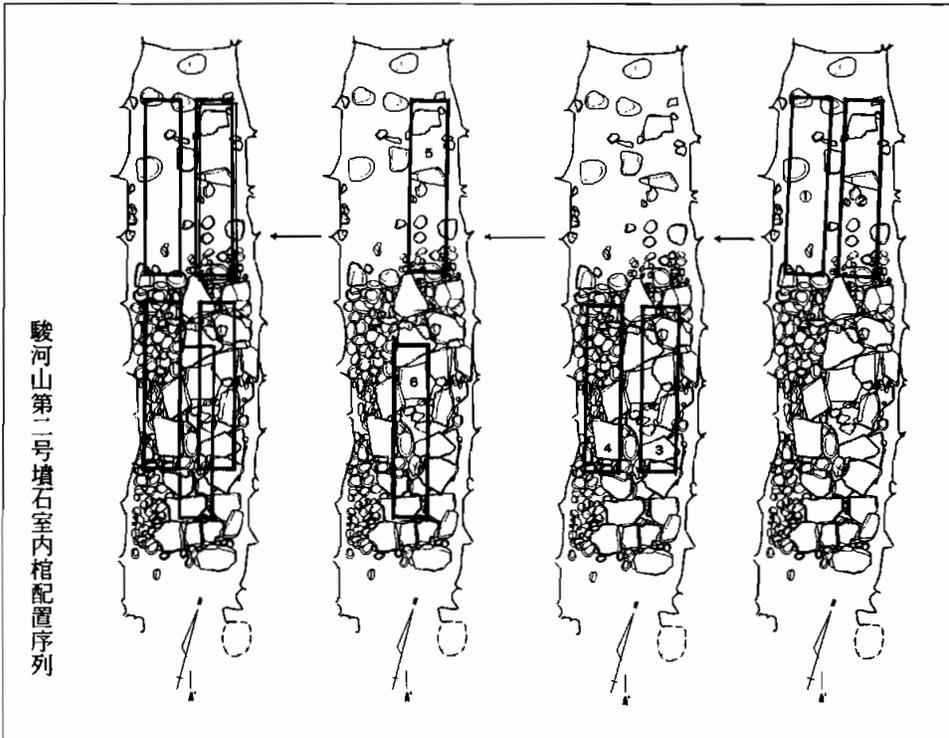
四次被葬者の頭部・脚部に、第五群古の土器は元来第一・二次被葬者に供されていたものを第五次被葬者の葬に当り搬出し、玄室前部前端に一括したものの、第六次被葬者の葬に当り第三・四次葬者の棺を動して集骨するに当り第三次被葬者の土器の第一・第三群の短頸壺を損じ動した他、第五群の玄室前部前端に移された土器と第六次被葬者に伴う土器を一括し、棺の足端西側に集めていたのである。従って土器の移動と六次にわたる葬は対応し、よく葬祭の実態を伝えることとなるのである。

こうして、駿河山二号墳の六次にわたる葬の内容が明確になると改めて、それら被葬者の性格が問われねばならないであろう。本古墳造営の契起が第一次被葬者にあることは言うまでもないところである。

石室後部西壁ぞいの位置が与えられた第一次被葬者が太刀、刀から見て男性であることは論を俟たぬところである。鉄製品等を留めない東脇の第二次被葬者は第一次被葬者の妻と見るべきであろう。玄室奥部に戸主夫妻を並置し前部を敷石するのである。前部に葬られた第三・四次被葬者は副葬品、棺床から見えて戸主の子息一男性二名であろう。

戸主を継承した子は別に一墳を形成したのであるから、卿戸主とはなり得ぬ、しかし勲位をもつ人物であったと考えてよいであろう。第五・六次被葬者は整然と奥二棺、前二棺が配置された石室内に、棺や遺骨を動かし配置を乱す形で葬られた葬者である。戸主一第一次被葬者の孫に当たる人物であろうか。第五次被葬者は副葬品を持たず女性である可能性もあるが第六次被葬者は男性であろう。第三・四次被葬者のいずれかの子息子女達と考えてよいであろう。

駿河山第二号古墳の語る所は大きい。家族墓と規定される横穴式石室内の具体的な用益の姿、葬られていく被葬者の序列を考える上で極めて重要な意義をもつものと言えよう。



駿河山第二号墳石室内棺配置序列

**Simi Sōkō — An Archaeological Examination of
Three Sites in Japan (3)**

Masayoshi MIZUNO